

被災した共同利用施設の修理・再整備

被災したJA、農事組合法人、その他農業者の組織する団体などが所有する共同利用施設の修理・再整備を支援します。

■対象

育苗センター、ライスセンターなどの共同利用施設(倉庫、格納庫を除く)

■補助率

修理・再整備にかかる費用の10分の7

・申請には、被災状況が確認できる写真などが必要です。

☎ 石川県・北陸農政局・JAグループによる現地相談窓口
☎0120-338-570

農地や農業用水路などの小規模な修繕

町会や生産組合などが実施する小規模な修繕への支援を行い、早期の復旧を目指します。

■対象施設

農地、農業用施設(水路、農道、ため池など)

■対象経費

被災箇所1カ所当たり40万円未満の簡易な修繕に係る経費(資材費、リース代、労務費など)

■補助率

対象経費の10分の10

☎ 農林水産課 ☎53-8510

パイプライン、ポンプ設備などの緊急点検

パイプラインなど目視で確認できない施設の緊急点検にかかる経費を支援します。

■対象施設

パイプラインなど目視点検できない農業水利施設

パイプラインなどの点検のために必要なポンプ、ラバーゲートなどの取水施設

※個人所有のポンプは対象外です。

■対象経費

地震発生後、緊急的に行った点検、調査及び通水試験などにかかる経費

例：ポンプの電気代、ポンプメーカーが行う点検費、施設の委託費など

■補助率

対象経費の10分の10

・申請には、点検にかかる請求書、作業者リスト、作業写真が必要です。

☎ 農林水産課 ☎53-8510

農業従事者への支援制度

被災した農業用機械の修理・再取得、農業施設などの修理・再整備

1. 農業用機械の修理・再取得

■対象

農業用機械、生産した農産物の加工用機械

例：トラクター、田植え機、コンバイン、穀物乾燥機、農業専用トラックなど

■補助率

修理・再取得・再整備にかかる費用の10分の9

2. 農業施設などの修理・再整備

■対象

農産物の生産・加工に必要な施設の処分(解体、廃材の運搬)および修理・再整備

例：格納庫、農舎、農業用ハウス、加工施設など

■補助率

修理・再整備にかかる費用の10分の9(農業用ハウスなどで、園芸施設共済に未加入の場合は10分の7)

・申請には、被災状況が確認できる写真などが必要です。

・1月1日以降の取り組みであれば、本制度の手続き前の取り組みも対象です。

ただし、その際は見積書や領収書などの支払い関係書類が必要です。

☎ 石川県・北陸農政局・JAグループによる現地相談窓口
☎0120-338-570



被災して損壊した畜舎の修理など畜産農家への支援

1. 畜舎の損壊などに伴う家畜の避難のための仮設畜舎の整備、損壊した畜舎などの修理

■補助率 整備・修理にかかる費用の10分の9

2. 一時的な家畜の飼養管理の委託

■補助率 委託費の2分の1

3. 死亡家畜の輸送・処分

■補助率 輸送費・処分費の2分の1

4. 死亡、廃用などした乳用牛、繁殖用雌牛、繁殖用豚(雌雄)の再導入

■補助率 再導入にかかる費用の2分の1

■上限額

・乳用牛、繁殖用雌牛

妊娠牛	27.5万円
その他雌牛	17.5万円

・繁殖用豚

家畜登録機関の証明する純粋種	10万円
その他の繁殖用豚	4万円

・1月1日以降の取り組みであれば、本制度の手続き前の取り組みも対象です。

ただし、その際は見積書や領収書などの支払い関係書類が必要です。

☎ 石川県畜産振興・防疫対策課 ☎076-225-1623